

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第八十号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規  
則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六  
十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の裏中「(B×1.04)」を「C (B×0.87)」に、「 $B \times \frac{\quad}{100}$ 」

を「 $C \times \frac{\quad}{100}$ 」に、「退職手当の基本額 C」を

「退職手当の基本額 D」に、「 $D$ 」に

「退職手当の調整額 D」を「退職手当の調整額 E」に

「退職手当額 C + D」を

「退職手当額 D + E」に改める。

様式第一号の表(中)

1	給料(11、12を除く。)	当	当
2	扶養手当	当	当
3	通勤手当	当	当
4	住居手当	当	当
5	休日勤務手当	当	当
6	特殊勤務手当	当	当
7	地域勤務手当	当	当
8	特大地域勤務手当	当	当
9	特大地域勤務手当	当	当
10	〈給料の調整額	当	当
11	給職調整額	当	当
12	教職調整額	当	当
13	義務教育等教員特別手当	当	当
14	初任給調整手当	当	当
15	産業教育手当	当	当
16	定時制通信教育手当	当	当
17	夜間勤務手当	当	当
18	宿直手当	当	当
19	その他( )	当	当



1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則様式第一号の規定の適用については、同様式中「0.87」とあるのは、平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間においては「0.98」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「0.92」とする。

3 この規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。